

平成20年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
1	船橋駅前総合窓口センター	9	意見	フェイスビルの管理組合に対して、資金運用や管理費の削減提案等、組合員として発言していくことが重要と考えられる。(記載されているページは市民文化創造館のP68)	H21.10.1
2	職員課	11	監査結果	千葉県市町村職員互助会に対する負担金について、船橋市に対して決算報告がされていなかった。	H21.10.1
3	高齢者福祉課	15	意見	四市複合事務組合の運営する三山園について、長期修繕計画が策定されておらず、将来的な資金需要の時期と財政負担額を明示しておくことも必要である。(記載されているページは環境衛生課のP19)	H21.10.1
4	高齢者福祉課	15	意見	四市複合事務組合の退職手当基金を決済性預金で保有しているが、資産運用について組合と協議する必要がある。(記載されているページは環境衛生課のP19)	H21.10.1
5	環境衛生課	19	意見	四市複合事務組合の運営する馬込斎場について、長期修繕計画が策定されておらず、将来的な資金需要の時期と財政負担額を明示しておくことも必要である。	H21.10.1
6	環境衛生課	19	意見	四市複合事務組合の退職手当基金を決済性預金で保有しているが、資産運用について組合と協議する必要がある。	H21.10.1
7	健康政策課	22	意見	医療センターに対する救急医療の確保に要する経費にかかる負担金のうち、空床の確保に要する経費の計算方法を実際の病床稼働率に基づく算定方法に変更すべきである。	H21.10.1
8	健康政策課	23	意見	医療センターに対する保健衛生行政事務に要する経費にかかる負担金のうち、市の独自判断で負担している分については負担金の拠出を行うべきものではないと考える。	H21.10.1
9	健康政策課	23	監査結果	医療センターに対する保健衛生行政事務に要する経費にかかる負担金のうち、開放型病床空床負担金は稼働率と単価が過大となっている。	H21.10.1
10	健康政策課	24	意見	開放型病床の利用率が低下していることから、規模の見直しが必要である。	H21.10.1
11	健康政策課	24	意見	医療センターに対する高度又は特殊医療に要する経費にかかる負担金について、入院部門を高度医療部門として算出しているが、高度な医療についての定義づけを船橋市として行い、そのうえで負担金の対象とする費用の把握を行う必要がある。	H21.10.1
12	健康政策課	25	意見	医療センターが行うべき高度医療については、負担金のあり方を踏まえて検討されるべきものとする。	H21.10.1
13	健康政策課	31	意見	リハビリテーション病院の建設にあたって千葉県水道局に支出した建築物負担金について、公的病院が民間に比べ高い負担割合を求められているが、実態にあっているか疑問であり、場合によっては減免を求めることも必要と思われる。	H21.10.1
14	保健所総務課	33	意見	保健所の移転について、早急に候補地の売買交渉がまとまるよう対応することが必要である。	H21.10.1
15	商工振興課	36	意見	市民まつり負担金について、収入の約75%を市に依存している実行委員会に対し、市からの補助金等を受けている団体が負担金を支出しており、各団体に対するその分の補助金等は交付を見直すべきである。	H21.10.1

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
16	商工振興課	37	意見	市民まつりに対して支出を行うべきものかという点と、支出すると判断した場合、どのような効果を期待して「いくら」支出するべきものなのかという点、これらを明確にする必要があると考えられる。	H21.10.1
17	商工振興課	37	意見	市民まつりの開催について、広告収入や協賛金収入が相応の収入を占めるように努力することが必要である。	H21.10.1
18	河川整備課	41	監査結果	港湾建設費負担金について、県議会で議決された負担率に従っているが、その比率について船橋市での検討の経緯が書面で残されていない。	H21.10.1
19	河川整備課	41	意見	港湾建設費負担金について、予算額に対して実績額が大きく下回っていることから、予算時にもう少し綿密に検討されるべき項目であると思われる。	H21.10.1
20	都市総務課	45	意見	スクエア21の修繕費について、修繕積立金を積み立てていないが、将来大規模な修繕が行われることになった場合は今までの修繕積立金に相当する金額の支払いを行わなければならない可能性がある。	H21.10.1
21	都市総務課	45	意見	本町駐車場について、運営方法や料金設定について、費用対効果と公益性の両面から検討を行う必要がある。交通渋滞の緩和という公益性の達成と、将来発生しうる修繕費に関する臨時多額の支出とを比較衡量し、結果によっては売却も含めて検討を行う必要がある。	H21.10.1
22	飯山満土地区画 整理事務所	47	意見	飯山満土地区画整理事業に係る水道管敷設管理者負担金について、事前協議の結果を受けて支出した金額が、後の設計変更に伴い変更となったことから、工事の見積りは慎重に行うべきである。	H21.10.1
23	飯山満土地区画 整理事務所	47	意見	飯山満土地区画整理事業に係るガス管布設負担金について、工事費算定にあたり、民間と比較して工事費用が多くなったり少なくなったりしていることがないか調べる必要がある。	H21.10.1
24	街路課	48	意見	街路事業費負担金について、事業計画が延長されることは効率的な事業遂行とは言い難いことから、早急に対応策を検討することが望まれる。	H21.10.1
25	総合交通計画課	53	意見	京成本線連続立体交差事業負担金として県に対して支出した金額について、その妥当性を確認する作業を行う必要がある。決算調書の入手等を千葉県と交渉する必要がある。	H21.10.1
26	総合交通計画課	53	監査結果	京成本線連続立体交差事業にかかる協議会専門部会の議事録が継続的に作成されていなかった。	H21.10.1
27	総合交通計画課	53	意見	京成本線連続立体交差事業のうち、船橋駅高架下通路の費用負担に関する主張が関係者で異なっている。このような議論を防止するためには、負担割合を決定する協定書をその都度締結し、市の負担割合を正しく示す根拠資料を残しておく必要がある。	H21.10.1
28	みどり推進課	59	意見	都市緑化フェア開催事業費負担金について、主催者である財都市緑化基金の事業費予算のモデル案と過去の実績値をベースに予算を積算しているが、そのモデル案比の数字に具体的な算定根拠は示されなかった。	H21.10.1

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
29	消防局警防課	61	意見	消防団員等公務災害補償責任契約共済基金負担金について、条例定数を基準に掛金を算定すると定められているが、実際の消防団員数が条例定数を下回って推移しており、変更すれば負担金が減少することから、条例定数の再検討が必要である。	H21.10.1
30	消防局警防課	62	意見	消防団員退職報償金制度について、将来にわたって納付する掛金の額と今後発生すると見込まれる退職報償金の額を比較検討し、負担金の支払について経済合理性があるのかどうか検討が必要と思われる。	H21.10.1
31	文化課	66	意見	スクエア21はオープンから15年近く経過しており、管理組合が適切な維持管理を行えるよう、大規模修繕計画の計画策定を急がせる必要があると考えられる。	H21.9.24
32	文化課	66	意見	スクエア21の修繕積立金について、市は積立金を拠出していないことから、実際に大規模修繕で管理組合が修繕積立金を支出した年度に修繕積立金相当額を一括して支払う必要が生じるため、一定額を積立金として拠出していくことが望ましいと考える。	H21.9.24
33	市民文化創造館	68	意見	フェイスビルの管理組合に対して、資金運用や管理費の削減提案等、組合員として発言していくことが重要と考えられる。	H21.9.24
34	市民文化創造館	70	意見	市民文化創造館全体の(直営のための人件費も含めた)維持管理コストを見積もり、そのうち、ある程度実際の利用者が負担するような料金体系にできないか、検討が必要と考えられる。	H21.9.24
35	市民文化創造館	71	意見	市民文化創造館は直営事業として行われているが、ふなばし行政サービス改善プランを踏まえ、現状の運営形態以外の選択肢を検討することも重要と考えられる。	H21.9.24
36	中央図書館	74	意見	ライブ2000の管理組合に対して、資金運用や不足が見込まれる修繕積立金の埋め合わせをどうするか、また、管理費の削減提案ができないか等、組合員として意見を述べていくことも重要と考えられる。	H21.9.24
37	中央図書館	74	意見	駐車場料金は申請すれば2時間まで無料であるが、利用者に応分の負担を求めることを検討すべきである。	H21.9.24
38	保健体育課	78	意見	災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、契約に係る児童生徒等の保護者から掛金のうち政令で定める範囲内で定める額を徴収することが規定されているが、市は保護者から掛金を徴収していない。受益者負担の観点からも一定率の徴収を行うことを検討する必要がある。	H21.9.24
39	保健体育課	78	意見	災害共済給付の申請について、保護者からの申請の遅延や記載内容の不備等により申請遅延が発生していることから、保護者への説明を行う機会を設ける等して申請を可能な限り早く行ってもらうことを図るとともに、学校において簡単な記載誤りは発見できるようなチェックが行える体制を構築することを、検討する必要がある。	H21.9.24
40	保健体育課	78	意見	各学校から提出される災害報告書は医療等の状況とともに市へ郵送されているが、電子化により早期提出を行うことも可能になることから、電子決裁・送信が行えるようなシステムを構築することも長期的に検討する必要がある。	H21.9.24

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
41	議会事務局庶務課	83	意見	政務調査費収支報告書に各支出項目の領収書等が添付されているが、その合算額が記載額と一致しているか即座に判明しないため、総勘定元帳に相当する内訳明細を添付し提出を求められないか、検討が必要と考えられる。	H24.4.26
42	議会事務局庶務課	84	意見	政務調査目的の支出を裏付ける添付資料を市政務調査費収支報告書に添付されることが望まれる。例えば、書籍代なら書籍名、視察等ならば視察ルート・目的とその報告(成果)が分かる資料を提出することができないか、検討が望まれる。	H24.4.26
43	職員課	88	意見	職員互助会交付金は大幅に減額されたもののH20年度は従来同様の事業予算をとっているが、いずれ①現状の事業規模を維持するのか(その場合どう財源を確保するのか)、②職員からの掛金で賄えるだけの事業に縮小するのか、検討が必要と考えられる。	H21.10.1
44	職員課	88	意見	職員互助会に対する公費負担について、住民理解が得られるよう、市の負担すべき内容等を明確にし、当該条件に合致する金額を負担するといった、算定プロセスに透明性を確保することが必要と考えられる。	H21.10.1
45	職員課	88	意見	千葉県市町村職員互助会と船橋市職員互助会がいずれも市職員への福利厚生事業等を実施しており、これら2団体の趣旨・役割の明確化を行い、地方公務員法第42条に照らして本当に2つの組織で実施していくことが必要か、検討が必要と考えられる。	H21.10.1
46	自治振興課	90	意見	町会・自治会費交付金について、申請書に記載されている世帯数が前期の決算書等から推計される世帯数と大幅な乖離が生じている場合は、所管課で理由等を確認する必要がある。	H21.10.1
47	自治振興課	91	意見	町会・自治会あての補助金及び交付金について、交付金額に対して必要書類が多く、所管課の労力が大きいことから、現状のいくつかの補助金及び交付金を統合し、使途を地域住民のために使うように少し幅を広げた上で、全体の補助金及び交付金額を削減する方向での検討が必要と思われる。	H21.10.1
48	自治振興課	91	意見	多くの町会・自治会がかなりの額の次期繰越収支差額を有している現状を考えると、地域のための費用は受益者が負担することを原則として考えてよいと思われる。	H21.10.1
49	地域福祉課	94	意見	社会福祉協議会助成交付金について、会計報告のみが実績報告として挙げられているが、活動による効果についても報告に付け加えることを検討すべきと思われる。	H21.10.1
50	高齢者福祉課	97	監査結果	生きがい福祉事業団助成交付金について、高齢者への雇用促進等については根拠法令があるが、母子寡婦・障害者への雇用促進についての根拠となる資料が見当たらない。	H27.1.15
51	高齢者福祉課	97	意見	生きがい福祉事業団助成交付金額の算定について、どのように計算した結果、適切な人件費と判断したが不明瞭であり、市からみて「どのような費用をいくら」負担することが適切か、明らかにしておく必要があったと考えられる。	H21.10.1
52	高齢者福祉課	98	意見	生きがい福祉事業団の受託している指定管理業務について、直接費しか指定管理料の算定範囲に含めていないことから、指定管理者選定に当たっては、間接費等を含めたコストの見積を条件にした仕組みが必要と考えられる。	H21.10.1

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
53	高齢者福祉課	100	意見	敬老行事交付金について、制度の開始から相当期間が経過し、社会状況や住民の意識が大きく変化しており、交付金を見直す仕組みがないため、住民の意識の変化に対応していないとも考えられることから、あり方について再検討が必要と思われる。	H21.10.1
54	健康政策課	103	監査結果	夜間急病診療事業交付金について、平成18年度は実績報告が行われておらず、実績に基づく交付金の確定が行われていない。	H21.10.1
55	健康政策課	103	意見	夜間急病診療事業交付金について、交付金の算出は前々年の収支決算書を基に支出内容を精査し算出することになっているが、収支相償の考え方から租税公課支出等を最小限に抑えるためにも、毎年事業年度終了時に精算を行うべきであった。	H21.10.1
56	健康政策課	104	意見	夜間急病診療所収支決算書上、平成18年度の次期繰越収支差額と平成19年度の前期繰越収支差額に500万円の差異があることから、差異の調整が必要と思われる。	H21.10.1
57	消防局警防課	107	監査結果	消防団運営費交付金について、通信費としてNHK放送受信料を支出対象にしている班があるが、事務連絡上必要な通信には該当せず、指導事項に例示されている切手・電話代の範囲外であるため、通信費として支出することは適切ではない。	H21.10.1
58	消防局警防課	107	意見	消防団運営費交付金の目的・交付対象事業に照らしてNHK受信料を支出の対象とすることの妥当性を検討する必要がある。	H21.10.1
59	消防局警防課	108	意見	消防団運営費交付金のうち人件費について、各班への交付金額の平均が消防団運営費交付金の交付等に関する細則に規定される12,000円を予算・決算ともに上回っており、班により差も生じている。細則に準拠して交付するよう指導・審査を徹底するか、実態に即して細則を見直すかの対応が必要である。あるいは、1人あたり12,000円の渡し切りとする方法も検討の余地がある。	H21.10.1
60	消防局警防課	109	監査結果	消防団運営費交付金の人件費のうち食糧費の支出内容に関して、指導事項では訓練点検時の弁当・飲食物、会議時の茶菓子が例示されているところ、実際は飲食店等の領収書が多数あり、領収書からは当該支出が消防団活動に関係するものかどうか明確ではない。	H21.10.1
61	消防局警防課	109	意見	消防団運営費交付金の施設運営費について、細則に基づき支給された金額よりも実態として少額でまかなえていることから、細則を見直し、減額することを検討する必要がある。	H21.10.1
62	消防局警防課	109	監査結果	消防団運営費交付金について、決算書に添付された領収書類について、指導事項に照らして不適切な支出があった。	H21.10.1
63	消防局警防課	109	意見	消防団運営費交付金は、各分団において指導事項に準拠して交付金を適切に執行した上で、所管課において内容を確認する必要がある。	H21.10.1
64	医療センター	117	監査結果	医療センターの未収金について、未集金整理簿と貸借対照表の金額が異なっている。	H21.10.1
65	医療センター	117	意見	決算作業において決算書残高と内訳資料は一致させる必要がある。もし一致しない場合、説明資料を事跡として残す手続きが必要である。	H21.10.1

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
66	医療センター	117	意見	損益決算書上、2・3月の請求額に対する4・5月の調整額は、翌年度の特別損益ではなく、当年度の医業収益に加減算して表示する処理が必要である。ただし、4・5月の調整額が査定率に対応する金額で毎年度計上のに発生していることに鑑みて、現行の処理も可能と考えられる。	H21.10.1
67	医療センター	117	意見	患者からの未収金について、H17年に公立病院の診療債権の消滅時効期間は3年と解すべきという最高裁判決が下されたことから、不能欠損処理手続を改める必要が生じている。現状は検討中の段階だが、滞納債権が累積することになっていることから、不能欠損処理の取扱いを早期に定める必要がある。	H21.10.1
68	医療センター	120	意見	貸借対照表における医業未収金にかかる貸倒引当金の計上を検討することが望まれる。	H21.10.1
69	医療センター	121	意見	未収金の発生事由によって回収手続きが異なるとも考えられるので、要綱又はマニュアルの整備により、金額と発生事由の両方を加味した管理とすることの検討が望まれる。	H21.10.1
70	医療センター	121	意見	要綱に基づく未収金の催告手法について実行性を確保するために、現在行っている方法以外の方法を検討する余地がある。	H21.10.1
71	医療センター	121	意見	未収金の発生防止について、現在行っている方法に加えて例示したような方策も考えられる。	H21.10.1
72	医療センター	122	意見	未収金回収にあたり、顧問弁護士の助力を適時に得られるような体制作りが望まれる。	H21.10.1
73	医療センター	122	意見	未収金取扱要綱の改訂にあたり、弁護士の意見を反映することも検討する必要がある。	H21.10.1
74	医療センター	123	意見	審査支払機関の査定により診療報酬点数が減点されるものへの対応として、事由別・診療科別に一覧表を集計し、院内の保険委員会で報告・検討し、査定減の抑制に役立てていくことが望まれる。	H21.10.1
75	医療センター	124	監査結果	医薬品については重要な品目について棚カードにより記録されているものの、それ以外の品目について受払の記録が行われていない。	H27.1.15
76	医療センター	125	意見	医薬品について、継続的な受払記録を行い、期末実地棚卸と組み合わせることによって正確な消費量を把握する必要がある。	H21.10.1
77	医療センター	125	監査結果	医薬品・診療材料のいずれについても年度末実地棚卸の手続・要領を定めたマニュアル、手続書等が整備されていない。	H27.1.15
78	医療センター	125	意見	貯蔵品を対象とした実施要領を医療センターで整備し、業者への委託にも含めて運用することが必要である。	H21.10.1
79	医療センター	125	監査結果	医薬品については受払記録が作成されていないため、期限切れ品目・数量の発生状況は廃棄の際に目視で把握されており、事後的に検証・報告が可能な集計は行われていない。	H27.1.15

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
80	医療センター	126	意見	廃棄すべき品目が生じた場合、廃棄リストを作成する定めはなく、通常の払出に含められてしまっている。損失を可能な限り小さくするために、廃棄リストを作成して廃棄損失の金額と事由を把握し、なるべく廃棄が生じないよう以後の在庫管理に役立てていく必要がある。	H21.10.1
81	医療センター	126	意見	医薬品の年度末在庫金額について「在庫数量×薬価×一律の平均値引率＝残高」としているが、正確な計算のために品目毎に「在庫数量×購入単価＝残高」とすべきである。	H21.10.1
82	医療センター	126	意見	医薬品について、棚卸後年度末までの中央在庫から部署在庫の払出金額を掛率を乗じて算出しているが、決算数値を歪める結果となる可能性がある。実地棚卸後の受入・払出については受払記録によって把握し、棚卸金額を確定する必要がある。	H21.10.1
83	医療センター	126	監査結果	部署在庫を実地棚卸の対象としておらず、部署在庫は年度末の貯蔵品残高に含まれていない。	H27.1.15
84	医療センター	126	意見	病棟ごとの定数補充を直前に行い、棚卸後の増減を受け払い記録に基づいて把握することにより、正確な在庫数量の把握が可能となるが、そのためには定数在庫数を明確に文書化することが必要となる。	H21.10.1
85	医療センター	127	意見	診療材料の滞留在庫について、年1回上期に使用実績のない品目をリストアップし、購入物流委員会において継続使用するかの判断を行っているが、下期においても同様に実施し、年2回行うことの検討が望まれる。	H21.10.1
86	医療センター	130	監査結果	H20年9月現在、発注残高・在庫残高が物流システムにあるデータと異なっていた。	H21.10.1
87	医療センター	131	意見	物流システム上の発注残高が適時・適切に更新されるよう、各部署と連携・協力し、システム運用を軌道に乗せる必要がある。	H21.10.1
88	医療センター	132	意見	機器購入の指名競争入札において、業者の選定方法に問題がないか検討が必要のように思われる。	H21.10.1
89	医療センター	132	意見	機器購入について、指名競争入札ではなく一般競争入札も検討する必要がある。	H21.10.1
90	医療センター	132	意見	機器の購入において、一定金額以上のものは機種選定委員会の判断を仰ぐことになっているが、実質的に選定された機種を追認していると判断されるものがあつた。例えばランニングコストを考慮した機種選定では複数機種の比較を行い文書として残すべきと考える。1機種しか記載がなく、その理由が記載されていないものは、選定理由を明示すべきである。	H21.10.1
91	医療センター	132	監査結果	機種選定理由書に日付の記載のないものがあつた。	H21.10.1
92	医療センター	132	意見	機種選定において、性能を比較するのであれば最新機種同士の比較を行うべきである。製造年月を加味しないのであれば、コストパフォーマンスの優れたものを選定すべきと思われる。	H21.10.1
93	医療センター	133	意見	委託契約について、年度内に1度の契約手続あるいは複数年契約を行うべきである。	H21.10.1

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
94	医療センター	134	意見	情報システム管理業務について、システムの手直し等の依頼が院内内のユーザーから直接委託先に伝えられており、早急に改善すべき内容かどうか、委託先に依頼するかどうかを内部で判断した上で発注手続きを行う必要がある。	H21.10.1
95	医療センター	134	意見	機器等の保守点検業務は納入業者等との随意契約となるが、契約が不利とならないために、機器購入時に標準的な保守点検費用を含めて入札等を実施する方法もあると思われる。	H21.10.1
96	医療センター	134	意見	業務を外注する際に細分化されていると思われるものがある。外注するかしないか、外注する場合には業務をまとめるか細分化するか、コストパフォーマンスを比較検討すべきである。	H21.10.1
97	医療センター	134	意見	減価償却の開始時期を取得の翌事業年度からとしているが、発生主義会計の観点から、取得した月から減価償却を行うことが合理的と考えられる。	H21.10.1
98	医療センター	135	監査結果	固定資産台帳及び消耗備品費の台帳をレビューしたところ、1セット取得価格10万円未満で固定資産計上されているもの、あるいは、10万円以上で消耗備品費処理されているもの等いずれも過年度に購入したものに散見された。	H21.10.1
99	医療センター	135	意見	固定資産計上か費用処理かの判断は、規則に基づいて通常一単位として取引される単位ごとに判定する必要がある。	H21.10.1
100	医療センター	136	監査結果	機器を更新する際「新規機器等への支出額＝新機種の取得価格」とし、旧来機器の処分費用は新機種の取得価格に上乘せされている。会計上、旧来機器の撤去費用は費用処理し、新規取得資産は取得に要した費用により資産計上されないと、新しい機器の資産は過大計上になる一方、機器の処理費用は過少計上されることになってしまい、適切ではない。	H21.10.1
101	医療センター	137	意見	固定資産の新規取得と既存固定資産の撤去を同じ業者に依頼する場合でも、それぞれ「新規機器の金額」と「撤去費用の金額」を明示するよう依頼し、「新規機器の金額」のみ取得価格とし、「撤去費用の金額」は発生年度の費用として処理することが必要である。	H21.10.1
102	医療センター	137	意見	撤去費用等が想定される場合は、予算段階から資本的支出と収益的支出に区分して計上することを徹底することが望まれる。	H21.10.1
103	医療センター	138	監査結果	新規MRIの取得価格と旧来MRIのバージョンアップ代金が新規MRIの取得価格として一括計上されている。	H21.10.1
104	医療センター	138	意見	MRIの従来機種へのソフトウェアバージョンアップ代と新規機種の取得価格をまとめて計上してしまうことは適切でないので、区分計上する必要がある。今後、資産を一括購入する場合、それぞれの資産に対して適切な計上額を算出すべきである。	H21.10.1
105	医療センター	139	監査結果	固定資産には原則、固定資産整理表を付さなければならないことになっているが、シールが添付されていないものがあつた。	H21.10.1
106	医療センター	139	監査結果	病院財務規則上、固定資産は年1回実査を行う必要があるが、当該実査が行われていない。	H27.1.15
107	医療センター	140	監査結果	平成19年度末の決算書上の固定資産残高に対応する、固定資産台帳が備え置かれていなかった。	H21.10.1

年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長等からの通知日)※
108	医療センター	140	意見	固定資産台帳は、決算書に計上されている固定資産残高の内訳を示すための、会計帳簿の補助簿としての役割を有している。固定資産台帳の整備が必要である。	H21.10.1
109	医療センター	141	監査結果	建設仮勘定に医師・看護師宿舍の解体に要した費用が計上されているが、企業会計上は費用処理すべきであり、公営企業会計としては適切な処理となっていない。	H21.10.1
110	医療センター	142	意見	「みなし償却」の減価償却計算を採用しているが、これは減価償却費を料金原価に算入することが適当でない場合があるために設定された特例的なものと考えられており、そもそも減価償却費を料金原価に算入していない事業で本施行規則を適用することは会計理論上なじまず、また、経営実態が見えなくなってしまうことから、通常の減価償却を行う必要があると考えられる。	H21.10.1
111	医療センター	144	意見	退職給付引当金の計上方法について、対象者が300名以上いることから、企業会計における退職給付会計基準のうち、簡便法ではなく原則法を適用する必要がある。	H21.10.1
112	医療センター	144	意見	退職給付引当金の計上方法について、簡便法を適用すると仮定した場合でも、少なくとも退職一時金部分については期末時の自己都合要支給額前額の計上が必要である。	H21.10.1
113	医療センター	145	意見	H19年度末に設定した「船橋市病院事業退職給与引当金基準」において、積立上限は各々の退職手当の20%までと規定されているが、企業会計上は100%積み立てが必要であり、改正が必要と考える。	H21.10.1
114	医療センター	145	意見	H19年度末に設定した「船橋市病院事業退職給与引当金基準」において、財政状況等に応じ引当金の累積限度額(20%)を変更することができる旨規定されているが、恣意的な操作が可能になり、公営企業法の趣旨に反することになる事から、改正が必要と考える。	H21.10.1
115	医療センター	145	意見	賞与に対応する引当金が計上されておらず、発生主義に基づく処理を行うならば、翌期の6月に支給される賞与のうち当年度末までに発生している額は引当金計上する必要がある。	H21.10.1
116	医療センター	145	意見	4月に市役所と医療センター間の人事異動があった場合、6月のボーナスの支給はそれぞれ6月の所属の負担で支給されているが、本来、賞与の発生した時期別に在籍部署ごとに費用負担することが原則である。少なくとも具体的な金額を検討したうえで、按分処理の可否を検討することが望まれる。	H21.10.1
117	医療センター	148	意見	船橋市からの負担金については、結果として資金不足額を穴埋めしているのではなく赤字額を穴埋めしている。負担金の在り方について、再検討が必要である。	H21.10.1
118	医療センター	154	意見	あらゆるコストに対して削減目標を立て、削減プログラムを実施することが求められている。	H21.10.1
119	医療センター	155	意見	事務部門のスタッフは実務に精通し経験豊富であることが必要であり、人事に配慮する必要がある。	H21.10.1
120	医療センター	155	意見	千葉県全域の公立病院や近隣の公立病院が共同の機器購買組織を設置し、共同購買で価格引き下げを図ることも検討するべきである。	H21.10.1

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)※
121	医療センター	157	意見	医業収益を増加させるには外来患者にとって通院が便利であることが重要である。医療センターで折り返すバス路線を設置し、バスの便数を増やし玄関前でバスに乗り降りできるようにすることも必要であると考える。	H21.10.1
122	医療センター	157	意見	通院の不便を解消する手段として、また、採算向上のために、船橋駅前に分院(診療拠点)を設けることも検討する価値のある課題と考える。	H21.10.1
123	医療センター	157	意見	採算が良く収益に結びつくものであれば積極的に取り入れるべきであり、人間ドック・透析や予防注射等も診療対象に含めることを検討するべきである。	H21.10.1
124	医療センター	157	意見	多くの患者(市民)が来院する病院となるためには、医療センター独自の広報体制を強化して、十分な宣伝活動も行うべきである。	H21.10.1
125	医療センター	157	意見	施設の老朽化が指摘されるようになっており、設備の更新や建て替えの準備も必要である。内部留保も意識した改革が必要であることを認識しなければならない。	H21.10.1
126	医療センター	158	意見	多くの問題を解決できる強い経営を生み出すためには、医療センター独自の人事システムを導入し、人事考課を行って優秀な人材が早期に昇格できるような体制の構築が不可欠である。	H21.10.1
127	医療センター	158	意見	「船橋市立医療センターのあり方に関する検討委員会」では、経営体制の見直しが必要であるとし、公営企業法全部適用にすべきであると提言している。経営体制の見直しは、早急に行うべきである。	H21.10.1